

大野郡5町2村合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町（以下「合併関係町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、大野郡5町2村合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 合併関係町村の合併に関する協議
- （2） 合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成
- （3） 前2号に掲げるもののほか合併関係町村の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、合併関係町村の長が協議して定める。

（組織）

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長及び監事である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長、副会長及び監事）

第6条 会長及び副会長は、合併関係町村の長が協議して、第7条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 協議会に監事2名を置き、監事は委員の互選による。

3 会長、副会長及び監事は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- （1） 合併関係町村の長
- （2） 合併関係町村の議会の議長
- （3） 合併関係町村の長が指定した合併関係町村の者

2 前項の委員のほか、必要に応じて合併関係町村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 前2項の委員（同条第1項第3号委員を除く。）に事故又は公務ある場合は、会長は委員の代理を認めることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第 8 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した者を代理とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上かつ合併関係町村から 1 名以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(町村長連絡会)

第 12 条 協議会に、合併関係町村の長で構成する町村長連絡会を置き、次の事項を審議する。

(1) 協議会に付議する事項

(2) その他会務に必要な事項

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局の職員)

第 15 条 協議会の事務に従事する職員は、合併関係町村の長が別に定めた者をもって充てる。

(会計)

第 16 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 17 条 協議会の出納は、監事が監査する。この場合において、監事は、監査

の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 18 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償等)

第 19 条 第 7 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの規定による委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(公務災害補償)

第 20 条 第 7 条第 1 項第 2 号から第 3 号の規定による委員の公務災害補償については、会長の属する町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に準じ、協議会が支給するものとする。

2 前項の支給に必要な経費については、合併関係町村が協議会に均等に負担するものとする。

(協議会解散の場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。